

裁 決 書

事件番号 令和 5 年度第 1 号
文書番号 笠 総 第 30 号
令和 7 年 3 月 3 日
裁決日 令和 7 年 3 月 3 日

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○

処 分 庁

笠松町長 古田 聖人

審査請求人○○○○○○○（以下「審査請求人」という。）が、令和6年2月20日に提起した処分庁笠松町長（以下「処分庁」という。）による笠松町下水道条例（平成3年笠松町条例第17号）第7条第2項に基づく排水設備等計画変更確認の取消しを求める審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

審査請求人は、笠松町下水道条例第7条に基づく排水設備の設置にあたり、処分庁に排水設備等計画確認申請を行い、当該排水設備工事の完了後、申請した図面との違いに気づき、工事施工業者が計画変更確認の届出を行っていたことを知った。審査請求人にとっては不本意な変更であるとして、処分庁が行った変更確認の取消しを求めて審査請求した事案である。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項は、公共下水道の供用が開始された場合は、排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるための排水設備を設置しなければならないと規定する。同条第3項では、排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和25年法律第201）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならないと規定する。
- (2) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条では、下水道法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準を規定する。その基準は次のとおりである。
- 1 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
 - 2 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
 - 3 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
 - 4 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
 - 5 管渠の勾こう配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
 - 6 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
 - 7 汚水を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
 - 8 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所
 - ロ 下水の流路の方向又は勾こう配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。
 - ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
 - 9 ます又はマンホールには、ふたを設けること。
 - 10 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが15センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。
 - 11 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

- (3) 笠松町下水道条例第7条第1項は、排水設備の新設等を行う者は、あらかじめ、その計画がその設置及び構造に関する法令の規定に適合しているかについて、申請書に必要な書類を添付して町長の確認を受けなければならないと規定する。同条例第7条第2項は、確認を受けた申請書及び書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめの書面により届け出て確認を受けなければならないと規定する。
- ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りると規定する。

なお、笠松町下水道条例第7条の概要を整理すると、下表のようになる。

根拠規定	申請内容	方法	処分庁
条例第7条第1項	確認申請	書面	確認「確認通知書」交付
条例第7条第2項	変更の届出	書面	確認「確認通知書(変更)」交付
条例第7条第2項 ただし書	変更の届出 (構造に影響を 及ぼすおそれの ない変更)	—	—

- (4) 笠松町下水道条例施行規則(平成4年笠松町規則第2号)第4条は、法令で定める基準のほか、次の基準を規定する。

- 1 下水の流速は、1秒間に0.6メートルから1.5メートルの範囲内とする。
- 2 排水管の土被りは、私道内では45センチメートル以上とし、宅地内では、20センチメートル以上とする。

2 処分内容及び理由

処分庁は、工事施工業者からの計画変更確認の届出を条例第7条第2項に基づく書面による届出として扱わず、変更確認という処分を行わなかった。

3 事案の経緯

- (1) 令和〇年〇〇月〇〇日、工事施工業者が排水設備等計画確認申請(当初申請)を提出
- (2) 令和〇年〇〇月〇〇日、処分庁が確認を行い、確認通知書を交付
- (3) 令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇〇月〇〇日まで、工事実施
- (4) 令和〇年〇〇月〇〇日、工事施工業者が工事完了届を提出
- (5) 令和〇年〇〇月〇〇日、完了検査

4 審理手続の経過

- (1) 令和6年2月20日、審査請求人は、行政不服審査法第2条に基づき、「排水設備等計画変更確認を取り消す」件について審査請求を行った。

- (2) 令和6年3月4日、審査庁は、審理員を指名した。
- (3) 令和6年3月11日、審査請求人は、法律上の資格を有しない者の書面の提出や参加等についての異議の上申書を提出した。
- (4) 令和6年3月25日、処分庁は、審理員に対し弁明書を提出した。
- (5) 令和6年5月9日、審査請求人は、審理員に対し反論書、口頭意見陳述申立書及び質問事項通知書を提出した。
- (6) 令和6年5月15日、審査請求人は、審理員に対し証拠書類等を提出した。
- (7) 令和6年6月27日、処分庁は、審理員に対し弁明書（補充）を提出した。
- (8) 令和6年7月5日、審理員は、口頭意見陳述を行った。
- (9) 令和6年11月20日、審理員は、審査庁に審理員意見書を提出した。
- (10) 令和6年12月20日、審査庁は、笠松町行政不服審査会に対し諮問し、同審査会は審議を行った。
- (11) 令和7年1月22日、笠松町行政不服審査会は、審議を行った。
- (12) 令和7年1月27日、笠松町行政不服審査会は、審査庁に答申した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 処分庁の排水設備等計画変更確認は次の理由により違法・不当であるとして、当該確認の取消しを求めている。

①工事施工業者より提出された『排水設備等計画確認申請書（変更）』は、自分が知らない間に提出されたものであり、自身の意思に基づいた届出ではない。なお、審査請求人の意思なく行われたとする変更内容は次のとおりである。

変更1 トイレの床排水からの枳の位置について、当初申請では便器からの排水枀の上流（東側）であったものが下流（西側）に変更されている。これによりトイレの便器からの汚物が下流にある床排水の枀に取り付けられたトラップ部に貯まり悪臭を放つおそれがあるため、当初申請時点で上流に設置するよう工事施工業者に要望していた。

変更2 電気温水器のドレンパイプの直下に設置するはずだった小口径の丸型の枀が削除された。

変更3 勝手口通気口の位置が西側に変更された。

②処分庁が、『排水設備等計画確認申請書（変更）』について、笠松町下水道条例第7条、笠松町公文書規程（昭和46年笠松町訓令甲第3号）及び笠松町行政手続条例（平成9年笠松町条例第1号）第7条に沿った適切な対応をしていない。

②-1 本人の押印又は自署がないのに受領している。

②-2 受付印がなく、受付日・確認日は当初の確認申請書と同じ日を処分庁で追記したものである（処分庁も認めている）。

②-3 条例に規定する「あらかじめ」提出されたものであるかどうか疑わしい。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 上記1 (1) ①は、審査請求人と工事施工業者の双方が合意の上で、届け出たものと認識している。

(2) 上記1 (1) ②は、トイレ床排水からの柵の位置の変更は笠松町下水道条例第7条第2項ただし書における「排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更」であり、「事前にその旨を町長に届け出ることをもって足りる」との規定に基づき変更部分について図面で説明を受けたものである。工事施工業者が便宜上、排水設備等計画確認申請書(変更)と同じ様式を用いただけで、下水道条例第7条第2項の規定による届出でないため、押印、受付等について笠松町公文書規程及び笠松町行政手続条例に沿った取り扱いはしておらず、当方で参考に記載した日付等の追記も問題ない。②-3については、排水設備等工事完了届の提出以前に工事施工業者から届出を受けたものであり、「事前に」との要件に反していない。

第4 理由

1 変更に対する審査請求人本人の意思について

審査請求人は、排水設備等工事完了届に本人が自署・押印し、令和〇年〇〇月〇〇日に審査庁に届出している、加えて、自ら工事施工途中の写真を撮影していることから、審査請求人が工事の変更内容を認め、変更を承認しているものと考えるのが自然である。よって、審査請求人の意思による変更ではないとの主張は認められない。

2 条例第7条第2項ただし書の適用について

本件はトイレの床排水の配管の位置を既設配管の利用により変更したものであるが、配管の位置に関わらず、下水道法施行令第8条及び笠松町下水道条例施行規則第4条で定める排水設備が備えるべき構造基準を満たすことから、本変更がこれらの基準に関わるものとは言い難く、構造に影響を及ぼすものではないと考えられる。よって、笠松町下水道条例第7条第2項本文に基づく書面による変更の届出として取り扱う必要はなく、確認という行為が存在しないため、取り消されるべき処分が存在しない。

第5 結論

以上のとおり、主文のとおり裁決する

令和7年3月3日

審査庁 笠松町長 古田 聖人